

【東京】設置許可本文十一号の記載内容の検討

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
1.	第一章 総則 (目的)	第 1 章 総則 (目的)	1 目的	1 目的		1. 目的
2.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。	1 第一条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第7項に規定する原子力施設をいう。	発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項(以下「品質マネジメントシステム計画」という。)は、 <u>発電所</u> の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「 <u>同規則の解釈</u> 」(以下「 <u>品管規則</u> 」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項(以下「品質マネジメントシステム計画」という。)は、柏崎刈羽原子力発電所(以下「 <u>発電所</u> 」という。)の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」(以下「 <u>品質管理基準規則</u> 」という。)に従って、品質マネジメントシステム(以下「 <u>品質マネジメントシステム</u> 」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	(前回面談時コメント反映)	本品質マネジメントシステム計画は、柏崎刈羽原子力発電所(以下「 <u>発電所</u> 」という。)の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則及び同規則の解釈」(以下「 <u>品質管理基準規則</u> 」という。)に従って、 <u>発電所</u> における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「 <u>品質マネジメントシステム</u> 」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。
3.	(適用範囲)		2. 適用範囲	2 適用範囲		2. 適用範囲
4.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。		本品質マネジメントシステム計画は、 <u>大飯発電所3号炉及び4号炉</u> の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、 <u>発電所</u> の保安活動に適用する。		本品質マネジメントシステム計画は、 <u>発電所</u> の保安活動に適用する。
5.	(定義)	(定義)	3. 定義	3 定義		3. 用語の定義
6.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるもののほか <u>品管規則</u> に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、 <u>以下を除き品質管理基準規則</u> に従う。		以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。
7.	一 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。					
8.	二 「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。					
9.	三 「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。					
10.	四 「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。				
11.	五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実	4 第2項第5号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施す				

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	る組織の内外の者をいう。				
12.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。				
13.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第 2 項第 7 号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第 5 3 条第 1 項において同じ。)				
14.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。					
15.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。					
16.			(1) 原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(1) 原子炉施設： 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(前回面談時コメント反映)	(1) 原子炉施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設をいう。
17.			(2) 原子力部門 当社の品質マネジメントシステムに基づき、原子炉施設を運営管理(運転開始前の管理を含む。)する各組織の総称をいう。	(2) 組織： 当社の品質マネジメントシステムに基づき、原子炉施設を運営管理(運転開始前の管理を含む。)する各組織の総称をいう。		
18.						(2) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。 (3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条及び第 1 0 7 条において同じ。)
19.	第二章 品質マネジメントシステム	第 2 章 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム		4. 品質マネジメントシステム
20.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項		4.1 一般要求事項
21.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立	1 第 1 項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で	(1) 原子力部門は、本品質マネジメントシステム計画にしたがって、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その	(1) 組織は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続		(1) 第 4 条 (保安に関する組織) に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	意図した効果を維持していることをいう。 2 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	改善を継続的に行う。	的に行う。		書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。
22.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。		(2) 組織は、品質マネジメントシステムの確立及び運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針 (以下「重要度分類指針」という。) に基づく重要性を基本として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を適切に考慮する。
23.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		a) 原子炉施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a) 原子炉施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		a) 業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度
24.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	4 第 2 項第 2 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象 (故意によるものを除く。) 及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ		b) 業務・原子炉施設に係る原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響 (リスク) の大きさ
25.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	5 第 2 項第 3 号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象 (人的過誤による作業の失敗等) をいう。	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響		c) 機器等の故障若しくは通常想定しない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
26.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令 (以下単に「関係法令」という。) を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書 (記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。) に明記しなければならない。		(3) 原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令 (以下「関係法令」という。) を明確に認識し、品質管理規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書 (記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。) に明記する。	(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令 (以下「関係法令」という。) を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書 (記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。) に明記する。		(4) 組織は、原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確にし、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明確にする (7.2.1 参照)。
27.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。		(5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。
28.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。	a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。		a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。
29.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第 4 項第 2 号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b) プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。	b) プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。		b) これらのプロセスの順序及び相互関係 (組織内のプロセス間の相互関係を含む。) を図 1 のとおりとする。
30.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の	7 第 4 項第 3 号に規定する「原子力事	c) プロセスの運用及び管理の実効性の	c) プロセスの運用及び管理の実効性の		c) これらのプロセスの運用及び管理の

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和●年原子力規制委員会規則第●号)第 5 条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	確保に必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。	確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。		いずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標(以下「PI(Performance Indicator)」という。),並びに判断基準及び方法を明確にする。このPIには、原子力規制検査等に関する規則第 5 条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含める。
31.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		d) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)	d) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)		d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含む。
32.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
33.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第 4 項第 6 号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずる。	f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずる。		f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、実効性を維持するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)をとる。
34.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと統合的なものとする。		g) プロセス及び原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと統合的なものとする。	g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと統合的なものとする。		g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと統合がとれたものにする。
35.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	9 第 4 項第 8 号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。	h) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。		h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
36.						i) これらのプロセス及び品質マネジメントシステムを改善する。
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。	10 第 5 項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。	(5) 原子力部門は、健全な安全文化を育成及び維持する。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成及び維持する。		(6) 組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、健全な安全文化を育成及び維持する。

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
		・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。				
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。		(6) 原子力部門は、機器等又は個別業務に係る要求事項 (関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。) への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項 (関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。) への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。		(7) 組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することを決めた場合には、「7.4 調達」に従って当該プロセスの管理を確実にする。
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。		(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。		(3) 組織は、グレード分けに基づき、資源の適切な配分を行う。
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)		4. 2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化		4.2 文書化に関する要求事項
41.			4. 2. 1 一般	4.2.1 一般		4.2.1 一般
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。		品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、原子力安全に対する重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図 2 に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。
43.	一 品質方針及び品質目標		(1) 品質方針及び品質目標	(1) 品質方針及び品質目標		a) 品質方針及び品質目標
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		(2) 品質マニュアル	(2) 品質マニュアル		b) 原子力品質保証規程
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した文書	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書		d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した手順書、指示書、図面等を含む文書及び記録 ① 以下の文書 (表) ②発電所品質保証計画書 ③要領、要項、手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		(4) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)	(4) 品質管理基準規則が要求する手順書、指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)	(前回面談時の議論を踏まえて修正)	c) 品質管理基準規則が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録
47.	(品質マニュアル)		4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル		4.2.2 品質マニュアル
48.						(1)組織は、品質マニュアルとして本品品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。
49.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		原子力部門は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。		(2)「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。
50.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織
51.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善
52.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲	(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲		c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
53.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		d) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又は

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
54.	五 プロセスの相互の関係		(5) プロセスの相互の関係	(5) プロセスの相互の関係		それらを参照できる情報 e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係
55.	(文書の管理)	(文書の管理)	4. 2. 3 文書の管理	4. 2. 3 文書の管理		4. 2. 3 文書管理
56.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	(1) 原子力部門は、品質マネジメント文書を管理する。	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。		(1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を遵守するために、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。また、記録は、4. 2. 4 に規定する要求事項に従って管理する。 a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 4. 2. 1c) 及び d) ①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該審査の結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持
57.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第 2 項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2) 原子力部門は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。		(2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるよう、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。
58.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。
59.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	3 第 2 項第 2 号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第 1 号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。		b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また、改訂に当たってはその妥当性をレビューし、承認する。
60.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	4 第 2 項第 3 号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。		c) a) 及び b) のレビューを行う際には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。
61.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確実にする。
62.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用しやすい状態にあることを確実にする。
63.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		f) 文書は、読みやすかつ容易に内容を把握することができるようにする。
64.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		g) 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
65.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、その目的にかかわらず、これを識別し管理する。
66.	(記録の管理)		4. 2. 4 記録の管理	4. 2. 4 記録の管理		4. 2. 4 記録の管理
67.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合		(1) 原子力部門は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質	(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質		(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。		する記録を明確にし、原子力安全に対する重要度に応じて管理する。 (2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握することができるとともに、識別可能かつ検索可能なように作成する。
68.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。		(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。
69.	第三章 経営責任者等の責任	第 3 章 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任		5. 経営者の責任
70.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ		5.1 経営者のコミットメント
71.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築及び実施させるとともに、並びにその実効性を維持し継続的に改善することに対してコミットしていることを次の事項によって実証する。
72.	一 品質方針を定めること。		(1) 品質方針を定めること。	(1) 品質方針を定めること。		a) 品質方針を設定する。
73.	二 品質目標が定められているようにすること。		(2) 品質目標が定められているようにすること。	(2) 品質目標が定められているようにすること。		b) 品質目標が設定されることを確実にする。
74.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	1 第 3 号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。		c) 要員が、健全な安全文化を育成及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。
75.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(4) 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。	(4) 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。		d) マネジメントレビューを実施する。
76.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(5) 資源が利用できる体制を確保すること。	(5) 資源が利用できる体制を確保すること。		e) 資源が使用できることを確実にする。
77.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	(6) 関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
78.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。		(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。		g) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。
79.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。		(8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	(8) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。		h) 組織のすべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。
80.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力安全の確保の重視		5.2 原子力安全の重視
81.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第 10 条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、原子力部門の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。		社長は、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれないようにする (7.2.1 及び 8.2.1 参照)。
82.	(品質方針)	(品質方針)	5.3 品質方針	5.3 品質方針		5.3 品質方針
83.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第 11 条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。		社長は、品質方針 (健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。) について、次の事項を確実にする。 なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものには、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していることを含め

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
84.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第 1 号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	(1) 原子力部門の目的及び状況に対して適切なものであること。	(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。		る。 a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。
85.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。		b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。
86.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。
87.	四 要員に周知され、理解されていること。		(4) 要員に周知され、理解されていること。	(4) 要員に周知され、理解されていること。		d) 組織全体に伝達され、理解される。
88.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。		e) 適切性の持続のためにレビューされる。
89.			5.4 計画	5.4 計画		5.4 計画
90.	(品質目標)	(品質目標)	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標		5.4.1 品質目標
91.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(1) 社長は、原子力部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。	(1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。		(1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)b)参照)を設定することを確実にするために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」を定めさせる。また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法
92.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「その達成状況の評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況の評価できる状態にあることをいう。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。		(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。
93.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画		5.4.2 品質マネジメントシステムの計画
94.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1 に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。
95.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	1 第 2 項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。		(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理する。この場合、原子力安全に対する重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。また、この変更には、プロセス、組織等の変更(累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。)を含める。
96.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	2 第 2 項第 1 号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第 2 3 条第 3 項第 1 号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果		a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
		・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置				
97.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持		b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持		b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持
98.	三 資源の利用可能性		c) 資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性		c) 資源の利用可能性
99.	四 責任及び権限の割当て		d) 責任及び権限の割当て	d) 責任及び権限の割当て		d) 責任及び権限の割り当て
100.						(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報を活用し品質マネジメントシステムの実効性を継続的に改善することを確実にする。
101.			5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション		5.5 責任、権限及びコミュニケーション
102.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限		5.5.1 責任及び権限
103.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。	1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、原子力部門及び要員の責任及び権限並びに原子力部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	社長は、組織及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。		社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任(担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第 5 条(保安に関する職務)、第 9 条(原子炉主任技術者の職務等)及び第 9 条の 2(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)に定めさせる。また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように確実にする。また、社長は第 4 条(保安に関する組織)に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。
104.	(品質マネジメントシステム管理責任者)		5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者		5.5.2 管理責任者
105.						(1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。
106.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。		(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限
107.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。
108.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。		b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び改善の必要性の有無について、社長に報告すること。
109.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c) 内部監査プロセスを通じて、健全な安全文化を育成及び維持することにより、組織全体にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。
110.	四 関係法令を遵守すること。		d) 関係法令を遵守すること。	d) 関係法令を遵守すること。		d) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、関係法令の遵守についての認識を高めることを確実にする。
111.						(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限
112.						a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス(内部監査プロセスを除く。)の

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
						確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。
113.						b) 品質マネジメントシステム (内部監査プロセスを除く。) のパフォーマンス及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。
114.						c) 健全な安全文化を育成及び維持することにより、組織全体 (内部監査室を除く。) にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。
115.						d) 組織全体にわたって、関係法令の遵守についての認識を高めることを確実にする。
116.	(管理者)	(管理者)	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者		5.5.3 管理者
117.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者 (以下「管理者」という。) に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第 1 項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者 (以下「管理者」という。) に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者 (以下「管理者」という。) に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。		(1) 社長は、第 5 条に示す管理者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。
118.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a) プロセスが確立され、実施されるとともに、実効性を維持する。
119.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。
120.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c) 業務のパフォーマンスについて評価する (5.4.1 及び 8.2.3 参照)。
121.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d) 健全な安全文化を育成及び維持する。
122.	五 関係法令を遵守すること。		e) 関係法令を遵守すること。	e) 関係法令を遵守すること。		e) 関係法令を遵守する。
123.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。		(2) 管理者は、(1) の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2) 管理者は、(1) の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮して、以下の事項を確実に実施する。
124.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。		a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。		a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務のパフォーマンスを監視及び測定する。
125.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。		b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにすること。		b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的に行えるようにする。
126.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
127.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。		d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。		d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子力安全に関する問題の報告を行えるようにする。
128.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。		e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。		e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。
129.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	2 第 3 項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第 3 項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。		(3) 管理者は、所掌する業務に関するセルフアセスメントをあらかじめ定められた間隔で実施する。このセルフアセスメントには、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含める。

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
		要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第 18 条において同じ。)				
130.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達	5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達		5. 5. 4 内部コミュニケーション
131.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。	1 第 17 条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	(1) 社長は、 <u>原子力部門</u> の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	(1) 社長は、 <u>組織</u> の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。		社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、マネジメントレビューや原子力発電保安委員会等を通じて、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報交換が行われることを確実にする。
132.		2 第 17 条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第 18 条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。				(5. 5. 4 に規定)
133.			5. 6 マネジメントレビュー	5. 6 マネジメントレビュー		5. 6 マネジメントレビュー
134.	(マネジメントレビュー)		5. 6. 1 一般	5. 6. 1 一般		5. 6. 1 一般
135.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。		(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年 1 回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。
136.						(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4. 2. 4 参照)。
137.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報	5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報		5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット
138.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		<u>原子力部門</u> は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	<u>組織</u> は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。		マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。
139.	一 内部監査の結果		(1) 内部監査の結果	(1) 内部監査の結果		a) 内部監査の結果
140.	二 組織の外部の者の意見	1 第 2 号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	(2) <u>原子力部門</u> の外部の者の意見	(2) <u>組織</u> の外部の者の意見		b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)
141.	三 プロセスの運用状況	2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	(3) プロセスの運用状況	(3) プロセスの運用状況		c) プロセスの監視及び測定で得られた結果を含むプロセスのパフォーマンス
142.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査」という。)	3 第 4 号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するた	(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」とい	(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」とい		d) 検査及び試験の結果

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	査等」という。)並びに自主検査等の結果	め、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第 48 条において同じ。)	う。)並びに自主検査等の結果	う。)並びに自主検査等の結果		
143.	五 品質目標の達成状況		(5) 品質目標の達成状況	(5) 品質目標の達成状況		e) 品質目標の達成状況
144.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第 6 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況	(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況		f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (内部監査による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況に係る評価の結果並びにセルフアセスメントによる安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る評価の結果を含む。)
145.	七 関係法令の遵守状況		(7) 関係法令の遵守状況	(7) 関係法令の遵守状況		g) 関係法令の遵守状況
146.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第 8 号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況		h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)
147.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
148.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
149.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		(11) 原子力部門又は要員からの改善のための提案	(11) 組織又は要員からの改善のための提案		k) 改善のための提案
150.	十二 資源の妥当性		(12) 資源の妥当性	(12) 資源の妥当性		l) 資源の妥当性
151.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第 13 号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第 52 条第 1 項第 4 号において同じ。)	(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性		m) 保安活動の改善のために講じた措置 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性
152.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置		5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット
153.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。		(1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。
154.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第 1 号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善		a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善
155.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b) 業務の計画及び実施に係る改善
156.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
157.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	2 第 4 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善		d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)
158.	五 関係法令の遵守に関する改善		e) 関係法令の遵守に関する改善	e) 関係法令の遵守に関する改善		e) 関係法令の遵守に関する改善
159.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。		(5.6.1 (3)に規定)
160.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。		(5.6.3 (1)に規定)

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
161.	第四章 資源の管理	第 4 章 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理		6. 資源の運用管理
162.	(資源の確保)	(資源の確保)	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保		6.1 資源の提供
163.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第 21 条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源 (本規程第 2 条 4 に規定する組織の外部から調達する者を含む。) とを明確にし、それを定めていることをいう。	原子力部門は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。		組織は、人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及びその他必要な資源を含め、原子力安全を確実なものにするために必要な資源を明確にし、確保し、提供する。
164.	一 要員		(1) 要員	(1) 要員		(6.1 に規定)
165.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	2 第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS Q 9001 の「インフラストラクチャ」をいう。	(2) 個別業務に必要な施設、設備、及びサービスの体系	(2) 個別業務に必要な施設、設備、及びサービスの体系		(6.1 及び 6.3 に規定)
166.	三 作業環境	3 第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	(3) 作業環境	(3) 作業環境		(6.1 及び 6.4 に規定)
167.	四 その他必要な資源		(4) その他必要な資源	(4) その他必要な資源		(6.1 に規定)
168.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練		6.2 人的資源
169.						6.2.1 一般
170.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力 (以下「力量」という。) が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第 1 項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力 (以下「力量」という。) が実証された者を要員に充てる。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力 (以下「力量」という。) が実証された者を要員に充てる。		組織は、原子力安全の達成のために必要な要員を明確にし、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。
171.						6.2.2 力量、教育・訓練及び認識
172.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。		組織は、要員の力量を確保するために、原子力安全に対する重要度に応じて、次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。
173.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
174.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第 2 項第 2 号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。		b) 要員の力量を確保するために、教育・訓練を行うか、又は他の処置 (必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。) をとる。
175.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。		c) 教育・訓練又は他の処置の実効性を評価する。
176.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d) 要員が、原子力安全に対する自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
177.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(6.2.2 d) に規定)
178.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(6.2.2 d) に規定)
179.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務		(c) 原子力の安全に対する当該個別業務	(c) 原子力安全に対する当該個別業務		(6.2.2 d) に規定)

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	の重要性		務の重要性	の重要性		
180.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e) 力量及び教育・訓練、又は他の措置について該当する記録を維持する (4. 2. 4 参照)。
181.						(6. 3 インフラストラクチャ) 組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし、提供し、維持する。
182.						(6. 4 作業環境) 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。この作業環境は、作業場所の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。
183.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第 5 章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施		7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施
184.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画	7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画		7. 1 業務の計画
185.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第 1 項に規定する「計画を策定する」には、第 4 条第 2 項第 3 号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(1) 原子力部門は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。		(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、運転管理 (緊急時の措置含む。)、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定しない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こりえる影響 (4. 1 (2) c) 参照) を考慮する。
186.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第 2 項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2) 原子力部門は、(1) の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	(2) 組織は、(1) の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。		(2) 業務の計画 (計画を変更する場合を含む。) は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる (4. 1 (5) g) 参照)。
187.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	3 第 3 項に規定する「個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。) を含む。	(3) 原子力部門は、個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(3) 組織は、個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。		(3) 組織は、プロセス及び組織の変更 (累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。) を含む業務の計画及び変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。
188.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果		a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果		a) 業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定及び変更により起こり得る結果 (5. 4. 2 (2) a) と同じ)。
189.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項
190.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性
191.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)		d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)	d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)		d) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準
192.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等		e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等	e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等		e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていること

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	要求事項に適合することを実証するために必要な記録		要求事項に適合することを実証するために必要な記録	要求事項に適合することを実証するために必要な記録		を実証するために必要な記録 (4. 2. 4 参照)
193.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。		(4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。
194.			7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス		7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス
195.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)		7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項		7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化
196.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。		組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1 参照)において明確にする。
197.	一 組織の外部の者が明示してはでないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a) 原子力部門の外部の者が明示してはでないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a) 組織の外部の者が明示してはでないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a) 明示されてはでないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項
198.	二 関係法令		b) 関係法令	b) 関係法令		b) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項
199.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		c) a)b)に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項	c) a)b)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項		c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて
200.	(個別業務等要求事項の審査)		7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査		7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー
201.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(1) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。		(1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
202.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。		(2) レビューでは、次の事項を確実にする。
203.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。
204.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
205.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c) 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
206.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する (4. 2. 4参照)。
207.						(4) 業務に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。
208.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(4) 原子力部門は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		(5) 業務に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。
209.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等		7.2.3 外部とのコミュニケーション
210.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	1 第 26 条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	原子力部門は、原子力部門の外部の者からの情報の収集及び原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。		組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。
211.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法				a) 組織の外部の者と効果的に連絡を取り、適切に情報を通知する方法

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
212.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法				b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
213.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法				c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法
214.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法				d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法
215.			7.3 設計開発	7.3 設計開発		7.3 設計・開発
216.						組織は、原子炉施設を対象として、「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。
217.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画		7.3.1 設計・開発の計画
218.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	(1) 原子力部門は、設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。	(1) 組織は、設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。		(1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発は、設備、施設、計算機ソフトウェアの開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動(4.1(2)c)参照)を含める。
219.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。		(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。
220.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
221.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b) 設計・開発の段階 c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制
222.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		d) 設計・開発に関する責任(説明責任を含む。)及び権限
223.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d) 設計開発に必要な原子力部門の内部及び外部の資源	d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源
224.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。		(3) 組織は、実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。
225.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。		(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。
226.	(設計開発に用いる情報)		7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報		7.3.2 設計・開発へのインプット
227.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。		(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。
228.	一 機能及び性能に係る要求事項		a) 機能及び性能に係る要求事項	a) 機能及び性能に係る要求事項		a) 機能及び性能に関する要求事項
229.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる		b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる	b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる		b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	情報として適用可能なもの		情報として適用可能なもの	情報として適用可能なもの		
230.	三 関係法令		c) 関係法令	c) 関係法令		c) 適用される法令・規制要求事項
231.	四 その他設計開発に必要な要求事項		d) その他設計開発に必要な要求事項	d) その他設計開発に必要な要求事項		d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
232.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。		(2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。
233.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報		7.3.3 設計・開発からのアウトプット
234.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。		(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース前に、承認する。
235.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。		(7.3.3 (1)に記載)
236.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。		(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。
237.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
238.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。
239.	三 合否判定基準を含むものであること。		c) 合否判定基準を含むものであること。	c) 合否判定基準を含むものであること。		c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
240.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。
241.	(設計開発レビュー)		7.3.4 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー		7.3.4 設計・開発のレビュー
242.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(1) 原子力部門は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画にしたがって、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。		(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。
243.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
244.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
245.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。		(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
246.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		((2)に記載)
247.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	7.3.5 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証		7.3.5 設計・開発の検証
248.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性	(1) 原子力部門は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にしたがって検証を実施する。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。		(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)、リリースの前に検証を実

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
		の確認を行うこと含む。				施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4参照)。
249.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(7.3.5 (1)に記載)
250.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(3) 原子力部門は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。		(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。
251.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	7.3.6 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認		7.3.6 設計・開発の妥当性確認
252.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。))を実施しなければならない)には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1) 原子力部門は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画にしたがって、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。		(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。また、原子炉施設の設置後でなければ妥当性確認を実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。
253.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(2) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。		(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。
254.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
255.	(設計開発の変更の管理)		7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理		7.3.7 設計・開発の変更管理
256.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 原子力部門は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。		(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。
257.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。		(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
258.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(3) 原子力部門は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。		(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素(材料又は部品)及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。
259.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4) 原子力部門は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。
260.			7.4 調達	7.4 調達		7.4 調達
261.						組織は、「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。
262.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス		7.4.1 調達プロセス
263.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにならなければならない。		(1) 原子力部門は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。		(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	らない。					
264.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。	1 第 2 項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。 2 第 2 項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第 2 項に規定する「次項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。		(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。)は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。
265.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(3) 原子力部門は、調達物品等要求事項に <u>したが</u> い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。		(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。
266.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(4) 原子力部門は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。		(7.4.1 (3)に記載)
267.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5) 原子力部門は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。
268.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。		(5) 組織は、適切な調達の実施に必要な事項(調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子力設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。)を定める。
269.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項		7.4.2 調達要求事項
270.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(1) 原子力部門は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。		(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。
271.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a) 製品、業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項
272.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b) 要員の力量に関する要求事項
273.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメント		c) 調達物品等の供給者の品質マネジメント	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメント		c) 品質マネジメントシステムに関する

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	ントシステムに係る要求事項		ントシステムに係る要求事項	ントシステムに係る要求事項		要求事項
274.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第 1 項第 4 号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	d) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項		d) 不適合の報告 (偽造品, 不正品等の報告を含む。) 及び処理に関する要求事項
275.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e) 健全な安全文化を育成及び維持するために必要な要求事項
276.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		f) 一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
277.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g) その他調達物品等に必要な要求事項	g) その他調達物品等に必要な要求事項		g) その他調達製品に必要な要求事項
278.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含まなければならない。	2 第 2 項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。		(2) 組織は、供給者の工場等で検査及び試験等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを調達要求事項に含める。
279.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。		(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
280.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。		(4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
281.	(調達物品等の検証)		7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証		7.4.3 調達製品の検証
282.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。		(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検証方法を定めて、実施する。
283.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。		(2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。
284.			7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理		7.5 業務の実施
285.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理		7.5.1 業務の管理
286.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。		組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき、管理された状態で業務を実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。
287.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第 1 号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。		a) 以下の事項を含む原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。 i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性 ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果
288.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
289.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		c) 適切な設備を使用している。
290.	四 監視測定のための設備が利用できる		(4) 監視測定のための設備が利用できる	(4) 監視測定のための設備が利用できる		d) 監視機器及び測定機器が利用でき、

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		る体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	る体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		使用している。
291.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		(5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。	(5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。		e) 監視及び測定が実施されている。
292.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		f) 業務のリリースが実施されている。
293.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認		7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認
294.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。		(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不適合その他の事象が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。
295.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。		(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
296.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。		(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。
297.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		(4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。		(4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。
298.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
299.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b) 設備の承認及び要員の力量の確認
300.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	c) 妥当性確認の方法	c) 妥当性確認の方法		c) 所定の方法及び手順の適用 d) 妥当性の再確認(対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む。)
301.	(識別管理)	(識別管理)	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保		7.5.3 識別及びトレーサビリティ
302.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(1) 原子力部門は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。		(1) 必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。 (2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務の状態を識別する。
303.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。		(2) 原子力部門は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。		(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。
304.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品		7.5.4 組織外の所有物
305.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q 9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をい	原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理す	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。		組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	これを管理しなければならない。	う。	る。			照)。
306.	(調達物品の管理)		7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理		7.5.5 調達製品の保存
307.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		(1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	(1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。		組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。
308.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理		7.6 監視機器及び測定機器の管理
309.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(1) 原子力部門は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。		(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。
310.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。		(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。
311.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。		(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「施設管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。
312.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。		a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。
313.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。
314.	三 所要の調整がなされていること。		c) 所要の調整がなされていること。	c) 所要の調整がなされていること。		c) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
315.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
316.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。
317.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。		(4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。
318.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。		(7.6 (4)に規定)
319.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(6) 原子力部門は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。		(7.6 (4)に規定)
320.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていること		(7) 原子力部門は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていること	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認		(5) 規定要求事項にかかわる監視及び測定に計算機ソフトウェアを使う場合には、その計算機ソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用する

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	ことを確認しなければならない。		を確認する。	する。		のに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。
321.	第六章 評価及び改善	第 6 章 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善		8. 評価及び改善
322.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善		8.1 一般
323.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。		(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、評価及び改善のプロセスを計画し、実施する。このプロセスには、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。 a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c) 品質マネジメントシステムの実効性を継続的に改善する。
324.						(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。
325.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。		(3) 監視測定の結果は、要員が容易に取得し、改善活動に利用できるようにする。
326.			8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定		8.2 監視及び測定
327.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見		8.2.1 原子力安全の達成
328.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第 1 項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	(1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外部の者の意見を把握する。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。		組織は、品質マネジメントシステムのパフォーマンスの測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。
329.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。		(8.2.1 (1)に記載)
330.	(内部監査)	(内部監査)	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査		8.2.2 内部監査
331.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。		(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、原子力安全に対する重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。
332.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a) 品質管理規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a) 品質マネジメントシステムが、本品質マネジメントシステム計画の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
333.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b) 実効性のある実施及び実効性の維持	b) 実効性のある実施及び実効性の維持		b) 品質マネジメントシステムが実効的に実施され、維持されているか。
334.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。		(3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。
335.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)		(3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態	(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重		(2) 組織は、監査の対象となる部門、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮し

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画 (以下「内部監査実施計画」という。) を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画 (以下「内部監査実施計画」という。) を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画 (以下「内部監査実施計画」という。) を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。		て監査プログラムを策定し、実施するとともに、監査の実効性を維持する。
336.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員 (以下「内部監査員」という。) の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員 (以下「内部監査員」という。) の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 組織は、内部監査を行う要員 (以下「内部監査員」という。) の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。		(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。
337.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。		(5) 原子力部門は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		(5) 監査員又は監査に関わる管理者 (社長を除く。) は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。
338.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第 6 項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。		(6) 監査の計画及び実施、記録の作成及び管理、結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。 (7) 監査及びその結果の記録を維持する (4. 2. 4 参照)。
339.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。		(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。
340.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7) の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7) の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。		(9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。 組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる (8. 5. 2 参照)。
341.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	8. 2. 3 プロセスの監視測定	8. 2. 3 プロセスの監視測定		8. 2. 3 プロセスの監視及び測定
342.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第 1 項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第 1 項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。		(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」(第 10 条 (原子炉施設の定期的な評価) を含む。) に基づき、適切な方法を適用する。 監視及び測定の対象には、業務・原子炉施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。 また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。 a) 監視及び測定の実施時期 b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期
343.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。		(2) 原子力部門は、(1) の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1) の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。		(2) 監視及び測定の実施に際しては、業務・原子炉施設の原子力安全に対する重要度に応じて、PI を用いる (4. 1(5)c)

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	ない。					参照)。
344.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(3) 原子力部門は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。		(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画 (5.4.2 参照) 及び業務の計画 (7.1 参照) で定めたとおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
345.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(4) 原子力部門は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。		(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。
346.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		(5) 原子力部門は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。		(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。
347.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等		8.2.4 検査及び試験
348.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		(1) 原子力部門は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画にしたがって、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。		(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「検査及び試験基本マニュアル」及び「運転管理基本マニュアル」に基づき、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画 (7.1 参照) に従って、適切な段階で実施する。
349.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(2) 原子力部門は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。		(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠 (必要に応じ、検査に使用した試験体、計測機器等に関する記録を含める。) を維持する (4.2.4 参照)。
350.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。		(3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を記録する (4.2.4 参照)。
351.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(4) 原子力部門は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(4) 業務の計画 (7.1 参照) で決めた検査及び試験を支障なく完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が計画 (7.1 参照) に基づき承認したときは、この限りではない。
352.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性 (使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。) を確保しなければならない。	2 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の独立性 (使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。) を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事 (補修、取替え、改造等) 又は点検に参与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第 5 項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象と	(5) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性 (使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。) を確保する。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性 (使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。) を確保する。		(5) 業務・原子炉施設の原子力安全に対する重要度に応じて、検査及び試験を実施する要員を独立させる。この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないように、力量を有する者を充てる。

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
		なる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。				
353.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。		(6) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性 (自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。) を確保する。	(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性 (自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。) を確保する。		(8. 2. 4 (5) に規定)
354.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	8. 3 不適合の管理	8. 3 不適合の管理		8. 3 不適合管理
355.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。		(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
356.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第 2 項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。		(2) 不適合の処理に関する管理 (検出した不適合に関連する管理者に報告することを含む。) 及びそれに関連する責任及び権限を「パフォーマンス向上基本マニュアル」に規定する。
357.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。		(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。
358.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		a) 要求事項に適合するように検出された不適合を除去するための処置をとる。
359.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと (以下「特別採用」という。)		b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと (以下「特別採用」という。)	b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと (以下「特別採用」という。)		b) 当該の権限をもつ者が、原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。
360.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置 (廃棄を含む。) をとる。
361.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
362.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。) に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4) 原子力部門は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。) に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。) に係る記録を作成し、これを管理する。		(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する (4. 2. 4 参照)。
363.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(5) 原子力部門は、(3)a) の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織は、(3)a) の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。		(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。
364.						(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
						図る観点から、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。
365.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	8.4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価		8.4 データの分析及び評価
366.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。		(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び実効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
367.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2) 原子力部門は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。		(2) データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関連する情報を提供する。
368.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a) 原子力部門の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見(8.2.1参照)
369.	二 個別業務等要求事項への適合性		b) 個別業務等要求事項への適合性	b) 個別業務等要求事項への適合性		b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)
370.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)		c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)
371.	四 調達物品等の供給者の供給能力		d) 調達物品等の供給者の供給能力	d) 調達物品等の供給者の供給能力		d) 供給者の能力(7.4参照)
372.			8.5 改善	8.5 改善		8.5 改善
373.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善		8.5.1 継続的な改善
374.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。		組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるために必要な変更を行い、継続的に改善する。
375.	(是正処置等)	(是正処置等)	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等		8.5.2 是正処置等
376.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。		(1) 原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。		(1) 組織は、不適合その他の事象の発生を防止するため、「パフォーマンス向上基本マニュアル」に基づき、遅滞なく原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合その他の事象の原子力の安全に及ぼす影響に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。
377.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う	a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う		a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。
378.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該	1 第1項第1号イに規定する「不適合	(a) 不適合その他の事象の分析及び当	(a) 不適合その他の事象の分析及び当		i. 不適合その他の事象のレビュー及び

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
	不適合の原因の明確化	その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 2 第 1 項第 1 号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	該不適合の原因の明確化	該不適合の原因の明確化		分析。これには以下の事項を含める。 ①情報の収集, 整理 ②技術的, 人的及び組織的要因等の考慮 ii. 不適合その他の事象の原因の特定。 これには、必要に応じて以下の事項を含める。 ①日常の業務プロセスについてのマネジメント ②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理
379.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		iii. 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。
380.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。	b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。		b) 必要な処置を決定し実施する。
381.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		c) 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。	c) 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。		c) とったすべての是正処置の実効性をレビューする。
382.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。		d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。	d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。		d) 必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る改善のために実施された措置 (5.6.2 m) と同じ。) を変更する。
383.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。	e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。		e) 必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。
384.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第 1 項第 6 号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。	f) 原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。		f) 原子力安全に対する影響が大きい不適合 (単独では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。) については、根本的な原因の分析に関する事項を「パフォーマンス向上基本マニュアル」に規定し、実施する。
385.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		g) 講じたすべての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。	g) 講じたすべての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。		g) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する (4.2.4 参照)。
386.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。		(3) 是正処置に関する事項 (根本的な原因の分析に関する要求事項を含む。) を「パフォーマンス向上基本マニュアル」に規定する。
387.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第 3 項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第 1 項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。		(4) 組織は、「パフォーマンス向上基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。
388.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置		8.5.3 未然防止処置
389.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。	1 第 1 項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。		(1) 組織は、起こり得る不適合 (他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。) が発生することを防止するために、他の原子炉施設 (組織内の他の施設を含む。) 及び他の施設から得られた知見 (BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。) の活用を含め、「パフォーマンス向上基

No	品質管理基準規則 (2020. 1. 23)	品質管理基準規則解釈 (2019. 12. 25)	設置許可本文 11 号 (関西案)	設置許可本文 11 号 (東京案)	関西との相違の理由 (組織名称の差、表現の差は除く。)	保安規定第 3 条
						本マニュアル」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。 (2) 未然防止処置は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。
390.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。	a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。		a) 起こり得る不適合及びその原因を調査する。
391.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。	b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。		b) 未然防止処置の必要性を評価する。
392.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。	c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。		c) 必要な未然防止処置を決定及び実施する。
393.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d) 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。	d) 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。		d) とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。
394.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e) 講じたすべての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。	e) 講じたすべての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。		e) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する (4.2.4 参照)。
395.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。		(3) 未然防止処置に関する事項(根本的な原因の分析に関する要求事項を含む。)を「パフォーマンス向上基本マニュアル」に規定する。
396.	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	第 7 章 使用者に関する特例 (令第 4 1 条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)				
397.	第五十四条 使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第 2 項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第 10 条 1 を準用する。				

品管規則追加 21 項目の整理

No	追加項目	主な品管規則条項	設置許可条項	具体的反映内容
1	品管規則の目的の明確化	第 1 条	1	・設置許可本文 11 号の目的に、品管規則の目的となる原子力の安全の確保を明示。
2	リスクを考慮したグレード分けの明確化	第 4 条第 2 項第 2 号 第 4 条第 7 項	4.1(2)b) 4.1(3)	・原子力安全に対するリスク（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）を考慮したグレード分けを適用することを明確化。
3	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
4	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項	4.1(4)	・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を文書で明確化。 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加。
5	経営責任者の健全な安全文化醸成活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条	4.1(6) 5.1c) 5.3	・健全な安全文化を醸成する取組みを実施することを明確化（品質方針、マネジメントレビューインプット・アウトプット）。
6	技術的要因、人的要因及び組織的要因間の相互作用の重要性が考慮された全体的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項	4.1(6) 5.3 6.2.1	・人的要因、技術的要因及び組織的要因間の相互作用（IT0）を適切に考慮して、健全な安全文化を醸成することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）。
7	部門間の係わり、外部との対応を追加（責任と権限）	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内および組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）と権限を明確化。
8	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第 48 条第 5 項	8.2.4(5)	・原子力安全上の重要度に応じた検査及び試験要員の独立性の確保の明確化。
9	管理者の自己アセスメントの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関するセルフアセスメントとして、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る評価等を実施。
10	内部監査を行う者の独立性の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化。
11	調達プロセスへのフリーアクセス権の確保を追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加。
12	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理要求を追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f)	・一般産業用工業品を原子炉施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を追加。
13	マネジメントレビューインプット項目の追加（資源、リスク）	第 19 条第 1 項 第 12 号, 13 号	5.6.2(1), (m)	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加。
14	監視測定監視に P I を活用	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c) 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（PI(Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化。
15	安全とセキュリティのリスク管理（潜在的な影響的）を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h)	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化。
16	プロセスの妥当性確認とレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a), b), c)	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化。
17	文書の保護、不適切使用防止を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化。
18	文書改訂手続きと入力情報（根拠）の管理を追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1), (2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化。
19	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1, 3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1), (3) 7.3(1)	・プロセスや組織などの QMS の変更を計画し、実施する場合には、その変更が QMS の全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化。
20	外部からの要員確保を追加	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項	4.1(7) 6.1	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を明確にすることを明確化。
21	不適合・是正処置の見直し（未然防止含む）追加	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条	8.4(2)C) 8.5.2	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は原子炉施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築。